

「第11次宮崎県交通安全計画」の策定について

生活・協働・男女参画課

1 策定の趣旨

交通安全対策基本法により国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている都道府県交通安全計画について、第10次計画が令和2年度で終了したことから、今回、新たに第11次計画を策定した。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築のため、交通社会を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に対する各種施策の推進、先端技術の積極的活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指す。

(3) 目標

道路交通	鉄道及び踏切道
令和7年までに、年間の ・ 24時間死者数 31人以下 ・ 人身事故発生件数 5,200件以下にする。	・ 乗客の死者数ゼロの継続 ・ 運転事故全体の死者数減少 ・ 踏切事故の発生防止

(4) 計画の構成

第1章 道路交通の安全

第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

3 策定の経緯

令和 2年 1 1月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（書面協議）
1 2月	1 1月県議会定例会 総務政策常任委員会 策定の報告
令和 3年 3月	パブリックコメント
4月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（計画案審議）
5月	宮崎県交通安全対策会議（計画策定）
6月	6月県議会定例会 総務政策常任委員会 計画の報告